

平成30年 第7回教育委員会会議

1 日 時

平成30年5月23日（水）

開会 10時00分

閉会 11時36分

2 場 所

教育委員会室

3 出席者

田中新太郎教育長、金田清委員、横山真紀委員、眞鍋知子委員、西川恒明委員
新家久司委員

4 説明のため出席した職員

新屋長二郎教育参事、藤村一志教育次長、升屋和夫教育次長、堀田葉子教育次長、
近岡守教育次長兼保健体育課長、岡崎裕介庶務課長、杉中達夫教職員課長、
塩田憲司学校指導課長、篠原恵美子生涯学習課長、田村彰英文化財課長

5 議案件名及び採決の結果

議案第10号 平成31年度石川県公立高等学校等における入学者選抜方針について（原案可決）

議案第11号 平成30年第3回石川県議会定例会提出予定案件について（原案可決）

議案第12号 平成31年度使用教科書の採択方針について（原案可決）

議案第13号 平成30年度石川県立中学校教科書選定委員会設置要項の制定等について（原案可決）

議案第14号 平成30年度石川県立特別支援学校中学部教科書選定委員会設置要項の制定等について（原案可決）

議案第15号 石川県生涯学習審議会委員の委嘱について（原案可決）

6 報告案件

報告第1号 平成31年度石川県公立学校教員採用候補者の採用見込数について

報告第2号 体罰に関する調査について

報告第3号 教職員勤務時間調査の集計結果（平成30年1月～3月及び平成29年度年間推移）について

7 審議の概要

・開会宣告

田中教育長が開会を告げる。

・会議の公開・非公開の決定

議案第11号は、平成30年第3回石川県議会定例会への提出予定案件のため、議案第12号から議案第14号は、教科書採択に関する案件のため、議案第15

号は人事に関する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項に基づき非公開とすることを、全会一致で決定。

- ・ 質疑要旨

以下のとおり。

議案第 10 号 平成 31 年度石川県公立高等学校等における入学者選抜方針について
(塩田学校指導課長説明)

それでは、1 ページの議案第 10 号「平成 31 年度石川県公立高等学校等における入学者選抜方針について」、ご説明をいたします。

まず、提案理由ですが、平成 31 年度の石川県公立高等学校、石川県立特別支援学校および石川県立中学校の入学者選抜の方法等についての基本方針を定めるためであります。

2 の根拠法令等は、学校教育法、学校教育法施行規則および石川県立高等学校規則等の規定でございます。また、小松市立高等学校および金沢市立工業高等学校については、あらかじめ小松市教育委員会、金沢市教育委員会より、選抜方針の策定およびその周知について、文書で依頼を受けており、県立高等学校と併せて選抜方針を定めることとしております。

議案につきましては 2 ページから 17 ページにお示ししてございますが、9 ページから 17 ページまでに、前年度の対照表がございますので、こちらの資料に沿って説明をさせていただきます。

9 ページをお開きください。平成 31 年度方針の下線部は、平成 30 年度との変更箇所を示しておりますが、年月日を変更しただけのものについては、説明を省略し、主な変更点についてご説明をいたします。

まず、はじめに、I の公立高等学校入学者選抜方針についてであります。今回の主な変更点ですが、全日制課程一般入学の学力検査等における救済措置を新たに設けたことでございます。詳細は後ほどご説明をいたします。

1 の出願資格につきましては、年月日以外の変更点はございません。

2 の日程につきましては、9 ページから 10 ページに記載してございます。

(1) の「全日制課程の一般入学」につきましては、学力検査等の期日を、平成 31 年 3 月 6 日（水）、7 日（木）の両日とし、合格者の発表を、3 月 14 日（木）といたします。

以下、(2) (3) (4) (5) に「定時制課程の一般入学」「全日制課程及び定時制課程の推薦入学」「連携型中高一貫教育校の連携型入学」「通信制課程の入学」について、それぞれの期日をお示ししてあります。

11 ページの「3 一般入学」、12 ページの「4 推薦入学」、13 ページの「5 中高一貫教育校の入学」、14 ページの「6 通信制課程の入学」につきましては、年月日以外の変更点はございません。

次に、14 ページの「7 全日制課程一般入学の学力検査等における救済措置」につきまして、ご説明いたします。この項目は、先ほど申し上げた平成 31 年度の主な変更点で、新たに設けたものになります。この救済措置を設けた理由といたしましては、平成 28 年 10 月、平成 29 年 3 月の 2 回にわたり文部科学省より、インフルエンザ罹患者等に対する受検機会の確保について、特段の配慮を求めるよう通知があったことに加え、この冬、想定外の大雪により交通機関が大きく乱れたことから、非常災害による交通遮断等が発生した場合についても配慮する必要があることによるものであります。

定時制課程については、2 次募集の制度を既に設けており、インフルエンザ罹患者等に対する受検機会が確保されていることから、全日制課程についてのみ今回新たに設け

ることといたしました。

(1) につきましては、救済措置となる追検査等の申請ができる者について定めているものであり、「ア 学校保健安全法施行規則（昭和 33 年文部省令第 18 号）第 18 条に規定されている、学校において予防すべき感染症等に別途定める入学者募集要項の特別な配慮によっても受検できなかった者」、「イ 風水震火災その他の非常災害による交通遮断等により受検できなかった者」といたします。

(2) の日程につきましては、追検査の受検を申請できる期間を、学力検査等の実施日である 3 月 6 日(水)、7 日(木)とし、受検資格についての審査結果の通知は 3 月 8 日(金)に、追検査等は 3 月 12 日(火)に、選抜結果の通知は、全日制課程の合格者発表の翌日である 3 月 15 日(金)といたします。

次に(3)(4)をご覧ください。追検査等は、国語および英語の 2 教科からなる検査Ⅰ、理科、社会及び数学の 3 教科からなる検査Ⅱの他、一般入学に準じて、一部の学校においては面接および適性検査を実施することといたします。

次に(5)(6)をご覧ください。合格者の選抜は、調査書および追検査等の結果を総合して行い、合格者は若干名とし、一般入学の合格者に追加することといたします。また、選抜結果は中学校長および本人宛に通知することといたします。以上が追検査等の内容であります。

最後に、15 ページの「8 その他」につきましては、年月日以外の変更点はございません。以上が公立高等学校の入学者選抜方針についてであります。

次に、16 ページをご覧ください。Ⅱの特別支援学校の選抜方針についてであります。学力検査等の期日を、高等部および専攻科は、平成 31 年 2 月 13 日(水)、ろう学校幼稚部は、2 月 14 日(木)とし、合格者の発表を、3 月 1 日(金)といたします。

17 ページをご覧ください。Ⅲの石川県立中学校の選抜方針についてであります。「2 日程」につきましては、総合適性検査Ⅰ、Ⅱおよび面接の期日を、平成 31 年 1 月 27 日(日)とし、選抜結果通知を、2 月 4 日(月)といたします。欠員補充については、3 月 8 日(金)までといたします。その他の変更点はございません。

以上、ご審議をよろしく申し上げます。

(田中教育長)

今回の主なポイントといいますと救済措置でございます。特別な配慮というのは、今まで別室受検という形で配慮しておりました。これまで別室受検でそれなりの人数の生徒たちが受検をしておりますけれど、特に別室受検で受けたことによって弊害があったという苦情等は今のところ頂いておりません。ただ、先ほど説明にありましたように、文科省から特段の配慮をする機会をもう一回確保するなどの配慮をするようにということ、あるいは災害等でやむを得ず交通遮断で受検できない、そういった場合も含めて救済措置という形で今回も受けることとさせていただきます。1 日で受検できるということで、学力検査も少し絞った形で短縮型でやりたいと思っておりますし、合格発表につきましては、一般検査で合格した方に追加をして若干名、言い換えれば通常の体調で、あるいは通常の状況で一般検査を受けていれば確実に合格していただろうと思われる方に限って救済措置を講じたいということです。募集定員を超えて倍率が 1 倍を超えている学校については募集定員を 1 次試験で合格させますので、若干名上回る形での追加合格を出すという措置になります。これは他県でもそういったやり方をしている県が既

に数県ございまして、そういったものも参考に今回検討し、こういう形で今お示しをさせていただきます。

ちょっと補足をさせていただきましたが、この件につきましてご意見等がございましたらご発言を願います。審議をお願いしたいと思います。

【質疑】

(西川委員)

6日、7日が検査だと、そのときに例えばインフルエンザで高熱が出て受検不可能になった場合、それが7日とした場合に、医者診断で、インフルエンザと出ると思うのですが、その後、今、横山委員とも話していたのですが、熱が下がってから5日間は出席できないということになるのではないかなど。

(田中教育長)

発症してからでしょう。

(西川委員)

発症してから。

(田中教育長)

熱が下がってからではなくて、症状が出てからですから。

(西川委員)

例えば7日に出たら、7、8、9、10、11、12日でぎりぎりセーフかと。

(田中教育長)

多分セーフだと思います。それと、追試でも別室ということもできますから。他の生徒にうつるようでしたら。

(西川委員)

その辺を考えてやっていただきたい。

(田中教育長)

その辺は考えて日程をセットさせていただきました。

(眞鍋委員)

今、一般で受けられる高校入試の場合、成績の自己開示というのはされているのでしょうか。

(塩田学校指導課長)

どの成績表の開示ですか。

(眞鍋委員)
受検のです。

(塩田学校指導課長)
内申点ですか。それとも学検のテストのことですか。

(眞鍋委員)
学力検査です。

(塩田学校指導課長)
学力検査については、簡易開示という制度がありまして、例えば多くの受検生が合格発表の日にそのまま学校の方に簡易開示を求めまして、学校の方で実際の点数を生徒に見せる形で示しております。

(眞鍋委員)
それは、不合格であった方も見られるのですか。

(塩田学校指導課長)
はい。そうです。

(眞鍋委員)
この追加の救済措置の場合は、その成績開示についてはどうされますか。

(塩田学校指導課長)
そこまでは、簡易開示という方法がいいのか、情報開示を求められたときを想定をして、当然、実際受験をしたものですから、開示請求があれば何らかの形で開示をしなければならない類のものだというふうに思っております。

(眞鍋委員)
ちょっとそういうご検討もできれば。

(田中教育長)
当然開示はしなければと思っておりますが。

(眞鍋委員)
はい。分かりました。

(金田委員)
そういうこともちょっとみんなで話していたのですがけれども、私も方向は評価すべきだと思うのです。できないとか駄目だというような考え方ではなくて、やはりセーフティネットが張ってあるということは、受検生およびその保護者にとっても非常に、中学校にとっても非常に安心感を与えていくのではないかなという気がしますね。ただ、問

題の難度なり、あるいは調査書をきちんと評価できるものであるかと、そういうところは常に県教委は精査していかなければならないなという思いがします。

(田中教育長)

実は他の県で、全く5教科で同じような日程でもう一回追検査をやる県も幾つかございます。それと、今のところ私どものようにこういう形でやる県が幾つかあると。それぞれ聞いてみますと、やはり同じ試験をもう一回やって、5教科の試験をやって、一緒に合格者を出すと、いわゆる同じまな板の上に乗せて合否判断をするということになると、試験の問題が必ず違います。その難易度の調整が大変難しい。公平性の担保が難しい。かつ、片一方は数人あるいは何十人の平均点しかできない。本体の方は何万人、何千人と、大きい県では受ける。ですから、その平均点でも調整は難しいのです。サンプルが全然違うので、平均点で合否の難易度調整の方ができないということで、非常に難しい。そういう意味では、逆に言えば内申書、調査書だけで追加合格を出すという県も一部あります。

ただ、そんなことを総合的にいろいろ調査をした上で、短縮型の学力検査で学力のテストもきちんとやり、中学校から提出される調査書も見、確実に通常の体調、あるいは通常の状況で一般入試の検査の方を受けていれば確実に合格したであろう人に対する救済措置という形で、今回制度設計をさせていただきました。他県もまだ、これから検討の県も数県残っていますけれど、それぞれみんな課題もあるようなので、そんなようなことを踏まえながら、今回判断をさせていただきました。

(田中教育長)

採決を行う。

(各委員)

異議なし。

報告第1号 平成31年度石川県公立学校教員採用候補者の採用見込数について
(杉中教職員課長説明)

報告第1号「平成31年度石川県公立学校教員採用候補者の採用見込数」につきまして、お手元の資料33ページにより、ご説明をいたします。

教員採用試験の実施期日およびその内容につきましては、前回の教育委員会会議で報告をさせていただきましたけれども、採用見込数については、次回報告するという事になっておりましたので、今回報告をいたします。

今年度より、「特別支援学校教諭」を「小学校教諭」「中・高等学校教諭」と別枠で採用することといたしましたので、お手元の資料にあるとおり、小学校教諭は前年度、小学校と特別支援学校小学部を合わせて150人程度としていたところ、今年度は小学校のみで140人程度、中・高等学校教諭は前年度、中・高等学校と特別支援学校中・高等部を合わせて150人程度としていたところ、今年度は中・高等学校のみで130人程度、今回から新たに別枠で設けた特別支援学校教諭は小学部、中・高等部を合わせて30人程度、養護教諭については、昨年度と同数の15人程度といたしまして、合計では、昨年度と同数の315人程度といたしました。

既に5月9日(水)にホームページで公表し、周知を図ったところであります。昨年度と同数の採用見込数としておりますけれども、これは大量退職期が当面続き、今年度末も引き続き定年前退職者を含めて400人前後の退職者が見込まれる一方で、児童生徒数の減少が見込まれること、また再任用者が年々増加しております、来年度も増える見込みであることから、これらの要素を総合的に勘案いたしまして、昨年度と同数の315人としたものであります。

なお、県教委では、これまでで最多となる32の大学を訪問いたしまして説明会を実施し、今月末まで志願書の受付を行っているところです。選考に当たりましては、教員として豊かな教養と専門的知識を有することはもちろんでありますけれども、児童生徒に対する教育的愛情を持ち、健康でたくましく、指導力・実践力のある人材を獲得したいと考えております。以上で説明を終わります。

【質疑】

(西川委員)

あまり関係ないのですが、説明会に行かれて、話を聞いた生徒たちの食いつきはどんなものでしたか。

(杉中教職員課長)

今年度32大学ということで、これまでは29大学が最高だったのでありますが、新たな大学を加えて説明会を実施してまいりました。各大学によりましては、主に本県出身者を中心に説明会に参加していただくのですが、中には本県にはあまり縁はないのだけれども、石川県の話を一度聞いてみたいということで聞かれて、石川も自分の出身県と同時にやはり併願をしてみたいと言っている、そういう学生もいたようです。

その状況なのでありますが、今教職課程を取っていらっしゃる、そういう方々、学生はいたってやはり熱心で真面目でありまして、やはり世の中で教員の働き方等もいろ

いろ状況は知っているわけですがけれども、やはり強い思いで教員になりたいと思っている学生がたくさんいたということも聞いております。現在はまだ集約中ですので数は分かりませんが、熱意のある方に出願していただきたいと思っています。

(田中教育長)

民間の採用状況は人手不足で非常にいい中で、それでも先生になろうと思うのは、倍率は下がっていますけれど、やはり先生になりたいと思っている方は一定数いるということだと思います。

(金田委員)

先ほど倍率をちょっと言われましたけれど、倍率は非常に気にかかるころだし、倍率が下がれば優秀な教員になる人がいるのかなという不安は常に付きまとうのですけれども、私は正規の先生を増やしていくというのは、方向としては私は、今、退職する人が多いということも言っておられますけれども、そういうものも含めて穴埋めをしていく、欠員補充していくという気持ちは大事だと思うのです。だから315人で、倍率は下がるということはそんなに意識されなくても。

ただし、後の入った人に対するフォローですかね。石川県の場合は師範塾も含めて研修システムもかなり充実してきていますから、そこはきちんとフォローしていくというものがあれば、315人で行かれても、あるいは倍率が少し下がってもクリアできるのではないかなという思いでは見ているのです。

(田中教育長)

逆に、採用の定員枠を確保できない都市部、県も出てきて、困っている県もあるやに聞いていますけれど、幸い石川県はまだ倍率が4倍ありますので、やはり教育の内容や水準などいろいろなものが、やはりあるいは住みやすさ、知事が頑張っていますけれども、環境の良さなど、そんなこともいろいろなことがやはり影響するのだと思って、そういう意味では、まだ何とか選べる範囲で採用はできるのだらうとは思っています。これが受験者がもう定員ぎりぎりになってしまうと、募集定員がぎりぎりになってしまうとどうしようもなくなってくるわけです。

働き方改革で、多忙化もありますけれど、片や教職の魅力もしっかりとまた学生の皆さんにも訴えて、やりがいのある仕事だということも併せて、しっかり訴えていきたいと思っています。

(金田委員)

ぜひお願いしたいですね。

報告第2号 体罰に関する調査について（杉中教職員課長説明）

次に、報告第2号「体罰に関する調査」につきまして、資料34ページによりご説明をいたします。

県教育委員会では、平成24年度に文部科学省の要請により実施した体罰に関する調査を、平成25年度以降も本県独自で実施をしております。調査は、これまでと同様の方法により、平成29年度中に発生した体罰を、児童・生徒および保護者へのアンケート等により確認いたしました。本資料については、本調査の内容についてまとめたものであります。

資料の「1 発生件数及び処分状況等」をご覧ください。平成29年度の体罰は4校で4件発生しており、内訳は、小学校が2件、高等学校が2件となっております。被害児童生徒数は4名であります。体罰が発生した場面については、下の「2 体罰の場面」の表にありますとおり、小学校では2件とも授業中、高等学校については放課後および部活動がそれぞれ1件ずつとなっております。

具体的には、小学校では、授業中に同級生を嘲笑する行為を繰り返し、注意してもやめない児童の頭をたたいたところ、児童がよけようとした勢いが加わり、額を机の隅にぶつけ、眉の上付近を切るけがを負ったもの。二つ目として、後ろを向いて授業を聞かない児童を前を向くように注意をする際、頭をたたいたもので、けがはなかったもの。この二つでありまして、高等学校につきましては、放課後、教室内において指導に従わない生徒の頬をたたいたもので、けがはなかったもの。二つ目は、顧問を務める部活動の大会で、練習態度を指導する際、生徒の左顎をたたいたもので、けがはなかったものであります。これら4件の体罰に対しましては、いずれも文書訓告の措置が下されておられ、厳しく指導がなされております。

体罰の件数は、過去4年間は、平成25年度7件、26年度5件、27年度5件、28年度3件、今回は4件となっております。

体罰は、いかなる場合においても行ってはならないものであり、今後とも、体罰は絶対してはならない、体罰は指導法の一つではなく暴力であるということを、教員が肝に銘じるよう、機会あるごとにしっかりと指導してまいりたいと考えております。以上です。

【質疑】

（金田委員）

かつてから見たらかなり減ってきたね。本当に。

（田中教育長）

本当に。体罰は、私は根絶できていると思っています。数件、4件、3件というレベルですけど、やはり先生方が切れないことも大事、我慢強くなることも大事なので、引き続きまたしっかりと指導はしていきたいと思っています。

（金田委員）

これは、小学校、中学校、中学校はどうか知らないけれど、小学校で1回、マスコミもいるけれど恥ずかしい話だけれど、孫をたたきつけたことがあったのです。2年生の

孫を。どういう言葉を言ったかと言ったら、たたきたかったら壁をたたけというのですよ、私に。その後の言葉が「宇宙の中で一つしかない命を」と、こんな言い方をします。多分これは小学校の先生方の道徳の授業等を通して、かなり教員の体罰だけでなく、子ども同士のそういう世界に入り込んだ指導をしているのではないかなという、何でこんな2年生の孫に説教されるのかなと思いつつながら、自分の未熟さを思ったのですけれども、あんな言葉がすらすらと出てくると言うのは、かなり道徳の授業や学校生活の中で、先生方は体罰というようなものを取り上げてきておられるのではないかなと思って、今ちょっとこの数字の一桁を見て、しゃべっておりますけれど。

私は今、杉中課長が言われたように、かなり学校現場は先生同士の、先生間の体罰、あるいは子ども同士の体罰、体罰というとおかしいけれど、暴力については、あらゆる機会、授業、道徳の授業は特にそうだと思うのですが、意外と言っては失礼かな、やっておられるのではないかな。だから今、教育長が言われたように根絶できるのではないかなという裏付けには、現場は動いてきているという思いは、自分の身内からの恥ずかしい話ですけど、そういうことはこの頃痛感しています。いい方向だと思っています。

(西川委員)

数年前にアンガーマネジメントをかなりやったと思うのですが、現在あれは続いているのかどうか、何か研修会で各学校がアンガーマネジメントをやっているのだとか、そういうことはどうなっているのかな。今数字が具体的に出てこないかもしれないけれども、あれは私は大変いい研修だと思っています。そういう意味で、ぜひ続けていただきたいというのが一つと、もう一ついいですか、続けて。

懲戒を加えることができると、その懲戒で例えば「立ってなさい」ということもできたと思うのですが、その立たせ方が、私は実際校長時代に経験したのですが、廊下に立たせると、授業中。私はその先生に注意したのが、「あんた、それ、子どもの学習権を奪っているんじゃないか。教室の中で、先生が話が聞こえる。そういった形で『立ってなさい』ならいいけれど、廊下に出して先生の話も聞こえない、顔も見えない。それは子どもの学習権を奪っているんじゃないか」という話をしたことがあるのですが、懲戒でもともすると体罰に近いような状況が生まれる。さらに今言った学習権の問題も考えながら先生にも行動していただければ、余分な心配をしなくて済むのかなという思いもするので、また機会があったらそういう研修も、細かいところかもしれませんがやっただけであればありがたいなと思います。

(田中教育長)

今、どうですか。懲戒的に立たせるなんてやっていないのではないですか。

(塩田学校指導課長)

体罰の定義についてまず少し申し上げますと、体罰は文部科学省の通知によりますと、児童生徒に対する懲戒のうち殴る、蹴るなどの身体に対する侵害を内容とするもの、これが1点。それから2点目といたしましては、長時間の正座、直立等の肉体的苦痛を与えるもの、この二つに該当する場合に体罰であるというふうに定義をしております。ただし、その教員が行った懲戒の行為が体罰に当たるかどうかということにつきましては、

この通知によりますと、その当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、そしてその行為が行われた場所や時間、そしてそのときの対応などを、諸条件を総合的に考えて判断する必要があるとなっております。

その懲戒の中に、やはり何度言ってもいうことを聞かない生徒を一定期間肉体的苦痛とならない戒めとして立たせたりということは懲戒の範囲内となっているわけですが、それでも、それもその生徒の発達状況、高校生と小学生ではやはり違いますので、そういうあたりもきちんと判断をしながらというふうになっているというところであります。

(田中教育長)

それが日常茶飯事に行われているか。私が聞く範囲では、なるべくやっていないのではないか。

(金田委員)

今、やっていないな。

(塩田学校指導課長)

そうですね。そういうことは、やはり今体罰に関する意識が教員の中でも大変高まっておりますので、やはりその状況、それに触れそうなものについてはきちんと戒めているという状況があるのではないかと。ただし、緊急避難的に、やはりけんかを止めるために一時的に生徒を緊急避難的に押さえつけるといったことは皆できちんとやっていかなければというふうに思います。

それから次、研修の方ですけれども、体罰の研修は、本件におきましては25年度と26年度と27年度の3年間に大変集中してほとんどの教員が対象となるように実施をしたということでもあります。そして、今、委員からお話のありましたアンガーマネジメント研修につきましては、感情コントロール向上研修という名前で実施いたしまして、この際に、できるだけこの生徒指導の指導主事、本庁もそうですけれども、各事務所長、生徒指導主事とその技法等もしっかり学んだ上で今後指導していくというふうになっておりますので、それが今もきちんと生かされているものと思っています。

(金田委員)

体罰は減ってきたけれど、次に問題になってくるのはやはり言葉の暴力というのは、これがやはり教員にとって難しい。アンガーマネジメントをやっておられると言われるけれども、それは大いにやってほしいのですけれども。

(田中教育長)

体罰という話だけではなくて、言葉もそうですし、追い詰めるということもそうですし、福井県の事件などもまさにそうなので、やはり組織的に全体できちんとわきまえて適切な指導周知が大事だと思うので、ぜひ先生方には一時的に感情的になりそうときでも我慢できるかどうか。常に意識をして、子どもに当たっていただきたいと常々思っています。

(金田委員)

一桁になったというのは驚きだね。ぜひこの内容でやっていただければと思います。

報告第3号 教職員勤務時間調査の集計結果(平成30年1月～3月及び平成29年度年間推移)について(杉中教職員課長説明)

それでは、報告第3号「教職員勤務時間調査の集計結果(平成30年1月～3月及び平成29年度年間推移)について」、別冊の資料1によりましてご説明をいたします。

2月の教育委員会会議において昨年10月から12月の集計結果を報告したところですが、このたび、小中学校および県立学校における1月から3月の教職員の時間外勤務時間について集計がまとまり、これによりまして平成29年度の1年間の調査結果が全て出そろったこととなりますので、年間の推移についても併せて報告をいたします。

「1 平成30年1月～3月の集計」をご覧ください。(1)の調査の概要について、アの調査期間およびイの調査対象は記載のとおりです。(2)の集計結果をご覧ください。下の方になります。1月から3月の教職員の時間外勤務時間の平均を校種別で見ますと、これまでの3回の集計結果同様に中学校が56.3時間で最も長くなっており、続いて全日制高等学校が40.8時間、小学校が39.9時間となっております。

2ページの「年間及び各期の集計」をご覧ください。ここでは、校種別に1行目には太字で、平成29年度1年間の平均、2行目には4月から6月のⅠ期分、3行目には7月から9月のⅡ期分、4行目には10月から12月のⅢ期分、5行目には1月から3月のⅣ期分のそれぞれについて、時間外勤務時間の1カ月当たりの平均と時間外勤務時間の人数分布の結果を記載してあります。1段目の小学校、2段目の中学校、3段目の全日制高等学校いずれにおいても、今回の調査結果であるⅣ期の時間外勤務時間の1カ月当たりの平均と、人数分布の右端とその左の数を加えた月80時間を超える教職員の割合は、共に前回のⅢ期と比べて減っております。4段目、5段目の定時制・通信制高等学校、特別支援学校については記載のとおりです。

3ページをご覧ください。上段には「時間外勤務時間の平均」について、下段には「時間外勤務時間が月80時間超えの人数の割合」について、各期ごとの推移をグラフで表してあります。どちらのグラフにおいても、全ての校種・課程において、時間外勤務時間の平均および月80時間超えの人数の割合ともに、4月～6月の第Ⅰ期が最も高く、9月～12月の第Ⅲ期が2番目に高くなっています。Ⅰ期は、年度当初の事務的な業務が多いことに加え、修学旅行などの学校行事、さらには春季大会や夏の各種大会に向けて部活動にかかる時間が長くなっていることが、またⅢ期につきましては運動会や文化祭などの学校行事や、研究発表会の準備、新人大会など部活動の大会が集中する時期であることがそれぞれの要因であると思われます。

続けて、4ページ、5ページをご開きください。ここでは、さらに細かく、4ページには時間外勤務時間の平均、5ページには月80時間超えの人数の割合を月別推移として載せてあります。全校種共通して、5月・6月にピークがあり、夏期休業期間中である8月には少なくなり、2学期が始まる9月・10月に再び上昇し、主な学校行事が終わり、部活動のオフシーズンを迎える12月以降は下降し、3月には、進路指導や入学試験業務の他、年度のまとめや引き継ぎ等の事務的な作業のため、再び上昇していることが分かります。

また校種ごとに、時間外勤務時間の平均や月80時間超えの人数の割合を比べると、どちらも中学校がほぼ全ての月において一番多くなっており、年間を通じて他の校種より多忙である状況を表しています。

次に6ページから14ページまでの「4 項目別集計」には、この1月～3月のⅣ期における職種別や年齢別など項目別の集計結果を記載しておりますが、特徴は、これまでと同様で、教頭・主幹教諭などの中間管理職等の時間外勤務が職種の中で一番長くなっていることや、年齢別では年代が低いほど長時間勤務になっていることでありまして、個別の説明は省略いたします。

続きまして、15ページをご覧ください。「県立高等学校・特別支援学校教職員の勤務時間調査の集計結果 平成30年3月分」につきましては、資料2に記載してあるとおりでございます。

教職員の勤務時間調査につきましては、平成30年度においてもこの調査を継続しているところであり、今後、平成29年度の調査結果と比較しながら、多忙化改善に向けた取り組みの進捗状況の把握および今後の取り組みの見直しに生かしていきたいと考えております。以上です。

(田中教育長)

第4四半期の結果が出て、これで年間の調査結果が出ました。その結果をグラフ、月別推移、期別推移等々でお示ししました。それぞれ分析的には同じような結果が4期とも出ているということは、前に説明にあったとおりでして、やはり中学校が年間を通して大変な状況にあるというのが明らかになりました。早速今、取り組み方針も定めまして、4月から各学校順次、今、取り組みを始めております。また第Ⅰ期、4月、5月、6月、一番問題の年度当初の一番忙しい時期の今年度の結果が出たときに、昨年度の結果と比較しながらもう少しまたいろいろな形で取り組みの効果が出ているか、出ていないか、そういったことも踏まえてまたしかるべき時期に調査分析が終わった時期にまた順次させていただきたいと思っております。

【質疑】

(眞鍋委員)

時間外勤務ということですのでけれども、業務内容の改善がない限りは持ち帰る仕事が増えているのではないかというような新聞報道もありますし、そういう自宅に持って帰って仕事されているというものについては、調査の対象に今なっていないですよね。

(田中教育長)

はい。

(眞鍋委員)

その点についてどういうふうにお考えなのか。そういうものも調査の対象に入れていくという予定があるのか、ないのかというようなことも教えていただければと思います。

(田中教育長)

今の調査は自己申告という形で、本人にどれだけ時間外勤務をした、何のために残ったかということを自己申告という形でやらせていただいています。ご指摘のように、新聞報道にもありました。確かに持ち帰り仕事他に、外にあるのではないかとということも事実だと思います。ただ、持ち帰り仕事の把握は非常に難しい話です。お酒を飲みな

がら仕事をしていたのか、テレビを見ながらしていたのか、本当に個室にこもって仕事をしていたのか、何だか難しい。しょせん自己申告になるのです。

今、問題はそうではなくて、持ち帰り仕事を増やしてはいけないので、業務の在り方を効率化、合理化し、持ち帰っている仕事が増えれば情報漏洩という話も出てくるので、これも実は駄目だというのが原則になっているわけです。個人情報を持って帰るのも駄目ということで、そこはもう基本的に駄目と、しかし、実態としてはあるのだろうと思います。ということは、そういうことも含めて仕事の仕方を見直して、必要な仕事は学校に残ってやる。持ち帰りはしない。そういう中でいかに今以上に働き方をどんなふうに変えられるか、勤務時間を縮減できるかということ念頭に、今、取り組みを始めています。

ということで、常々今回も昨年度1年間調査する間も正直に書いてくれと、それで持って帰る仕事は持って帰らずに学校で残ってやってくれと。それで正直に自己申告してくれということを言っています。かつ、今後取り組みを進めていくに当たっても、結局は学校でする仕事を減らして実績だけ上げて、持ち帰り仕事を増やすのでは何の解決にもなりませんよということは、常々管理職を含め、教員の研修で常に言っています。本当の意味で学校の働き、業務内容を改善しないと、先生の健康管理という、心身ともに健康に子どもと向き合うということの目的達成には何の役にも立ちませんよということ先生方にも意識をしっかりと持っていて、本当に教育の質を落とさず子どもと向き合う時間をしっかりと確保するという観点で、仕事のやり方を工夫しましょう、改善しましょうということの徹底を今やっている最中です。

そんな中で、まずは今年1年、あるいは3年ぐらいの目標を立てていますので、課題やいろいろなものが出てくると思うので、そんなものも検証しながら、一定の時期、段階で持ち帰り仕事が増えているという現状が出てくるようでしたら、一定の調査なりアンケート調査なりをする必要があるかと思えますけれど、今まずそれをやるのではなくて、持ち帰るなど、必要な仕事は学校でやれと、それでどういう状況になるかを、まさに今年1年、あるいは来年かけてしっかりと意識を変えながらやっていくのがまず大事なのかなと思っていて、もちろんそういうこともあると思っています。常に今言っているのは、持ち帰って仕事をするなど、学校の時間外勤務が減っただけでは何にも先生方のためにもならない。子どもたちのためにもならない。改革の目的にそぐわないということになりますよということしっかりと言い続けながら、まずは取り組みを着実にちょっと進めていきたいと今思っているのが現状でございます。

(眞鍋委員)

分かりました。

(横山委員)

資料の2ページの方を拝見していましたら、こちらの80時間を超えるというところが、数字的には分かってきている半面、60時間から80時間というところにやはりどうしても集中してくるとい、人数的にも上がっているという現象も現れていて、恐らく何か学校の効率や先生方の努力で、どうしても下げ止まってしまうポイントみたいなものも出てくるかと思うのですよね。そのポイントの中に、また今年1年調査をされて、やはりどうしても人的では無理、抜本的な改革が必要だということをやはり声を上げて

発するような形で、何かこの資料が今、特に中学校の方がどうしても60～80時間というところが増えていく。上から下から狭まって来ている感があるので、その部分の調査を踏まえての何をどこに向かうかという方向的なものをまたまとめていかれるといいのかなと思いました。

(田中教育長)

まず一つは、一定の職員に偏っている部分を、業務分担をまず平準化して、まずきちんとならずということ。その上で総量を減らすということ、両方見ていかないといけないものですから、おっしゃったように最終的に昨年度と比較してどこの層が増えたという、そんなことも見ながら、あるいは少ない層が減って少し増えて、極端に多い層がぐっと減ってなれてきたのか、あるいは少ない人はいまだに少なく、多い人はいまだに多いのか。そういったことをよく見ていきたい。分布は非常に大事な検証になると思っています。十分注意して見ていきたいと思っています。

(横山委員)

お願いします。

(金田委員)

国も含めて、県もそうだけれども、働き方改革ということは良い方向だと思うのですが、その働き方改革はご存じのとおり上司が問われているのではないかなと思うのです。だから、ルーチンワークの延長みたいな形で、上司が去年よりもさらにペーパー1枚余計加えようとか、てにおはをうるさく言っているような、そういう独創的と言ったら失礼だけれど、独創的でないような仕事を作っているような企業もそうだし、われわれのようなこういう世界も。だから自らつぶれていく。だから上司が果たして部下を鍛えるときも含めて、独創的な仕事をどれだけ与えているかどうか、常に部下を動かすときに、若い先生を動かすときに、この仕事はこういうためにというようなことを上司が考えていないと駄目。だから、そういうことをなきにして、数値だけで追っていても、これはやはり解決策は出てこないと思う。やはり問われているのは私は校長であり、あるいは組織では上司が仕事の出し方というものが問われてくるのではないかなとは思いますがね。

(田中教育長)

おっしゃるとおりですね。マネジメント研修というのは、まさに官庁で一生懸命やっていますけれど、まさに経営者の感覚で組織の力をどうして一番高めていくかという話、そういったことを一生懸命研修会でもやっていますし、私もいろいろな機会を通じて管理職がまず大事だと。

(金田委員)

そうですね。

(田中教育長)

無駄な仕事をさせるなという話ですね。重点化するという話。そこは管理層がやり、

かつ個別の先生方も意識を持ってやるということが大事なので、しばらく今、取り組みが始まった段階なので、そんなことも十分注意しながら、また機会を捉えて学校ごとの取り組みの濃淡も出てくると思うので、そんなことも見ながら働きかけなりをまた随時やっていきたいなと思っています。

(新家委員)

教育長も含めて、教育委員会の皆さま方で学校の先生方、いろいろな努力をされているというのはよく理解をしているつもりです。ただ、私が言いたいのは、1年間やって、まだ1月から3月の中で100時間を超えている先生がいる。これは学校の場面だけではなくて、一般的な社会の中でマスコミがあれだけ長時間労働をたたいていっている中で、県の教育委員会も一生懸命になってこうやって集計している中で、まだ100時間を超えている先生がいるというのは、もうちょっと、変な話、アクセルを踏んでいかないと、いろいろなところで弊害が出てくるのではないかなということを危惧しています。

(田中教育長)

おっしゃるように、もうこういう取り組みを始めて、取り組み方針は3月にまとめたのですけれど、意識改革はだいたい1年間で、昨年1年間で進むと思っていましたけれど、やはり長時間勤務で100時間を超えている皆さんはやはり部活を一生懸命やっていたらっしゃる方です。部活の休養日の設定をこの4月から統一をさせてもらって、週2日、そこでまずどれだけ減るかというのは今注目して見えています。

あともう一つは、練習をやりすぎても子どもにとって良くないし、競技力の向上という意味で勝てなくなるという恐怖心、そういったものもどんどん少なくなっていくには、やはりちょっと時間がかかるのだと思います。部活を一生懸命やっている強豪校の子どもさんの保護者の意識改革も多分進まない、先生なりのプレッシャーもなかなか軽くないので、少し要するに時間がかかるのだと思います。

(新家委員)

分かりますけれど、やはり100時間は多い。

(田中教育長)

おっしゃるとおりです。問題なのは、この先生方は全然それを負担に感じていないということなのです。だから、それが他の先生方にも影響が出るし、いわゆるこれから先生になろうという人たちにも影響を与えるのだよということも、こんこんと粘り強く言い聞かせながら一步一步ちょっと改善をしていきたいと思っていますので、その辺はご理解をお願いしたいと思います。

(田中教育長)

以降の審議は非公開となるため、傍聴人の退席を促す。

議案第 11 号 平成 30 年第 3 回石川県議会定例会提出予定案件について
岡崎庶務課長が説明し、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決された

議案第 12 号 平成 31 年度使用教科書の採択方針について
塩田学校指導課長が説明し、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決された。

議案第 13 号 平成 30 年度石川県立中学校教科書選定委員会設置要項の制定等について
塩田学校指導課長が説明し、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決された。

議案第 14 号 平成 30 年度石川県立特別支援学校中学部教科書選定委員会設置要項の
制定等について
塩田学校指導課長が説明し、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決された。

議案第 15 号 石川県生涯学習審議会委員の委嘱について
篠原生涯学習課長が説明し、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決された。

- ・ 閉会宣言

田中教育長が閉会を告げる。